

事 務 連 絡
平成28年12月22日

関係団体 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高額療養費制度の見直し内容について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

高額療養費制度の見直しにつきましては、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）及び「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）等に基づき、社会保障審議会医療保険部会において議論されてきたところです。

今般、平成29年度の予算政府案が閣議決定されたことを踏まえ、高額療養費制度の見直し内容について下記のとおりお知らせしますので、特段の御配慮をお願い致します。

なお、今後、厚生労働省において、関係政省令の一部を改正した上で、追って改正の内容等を正式に通知する予定です。

記

第1 見直しの趣旨

今回の見直しは、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額を見直すものである。

第2 見直しの内容

1 第一段階（平成29年8月施行分）

70歳以上の高額療養費の算定基準額について、次のとおりとすること。

ア 現役並み所得者

外来療養に係る算定基準額について、現行の44,400円から57,600円に引き上げる。

イ 一般所得者

外来療養に係る算定基準額について、現行の 12,000 円から 14,000 円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間（前年 8 月 1 日から 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 144,000 円の算定基準額を設ける。

入院療養に係る算定基準額について、現行の 44,400 円から 57,600 円に引き上げるとともに、新たに、多数回該当 44,400 円の算定基準額を設ける。

2 第二段階（平成 30 年 8 月施行）

① 高額療養費の算定基準額について、次のとおりとすること。

ア 現役並み所得者

外来療養に係る高額療養費の算定基準を廃止した上で、次のとおり、所得区分を細分化し、各区分の算定基準額を設定する。

<現行>

所得要件	算定基準額
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%

<見直し後>

所得要件	算定基準額
課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%
課税所得 380 万円以上	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%
課税所得 145 万円以上	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%

イ 一般所得者

外来療養に係る算定基準額を、14,000 円から 18,000 円に引き上げる。

② 高額介護合算療養費の算定基準の見直し

①の見直しに伴い、介護合算算定基準額については、改正後の高額療養費の所得区分の算定基準額を参照し、次のとおりとすること。ただし、一般所得者の介護合算算定基準額については据え置くこととすること。

なお、見直し後の介護合算算定基準額については、平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの間の療養分から適用すること。

<現行>

所得要件	算定基準額
現役並み所得者（課税所得 145 万円以上）	67 万円

一般所得者	56 万円
-------	-------

<見直し後>

所得要件	算定基準額
課税所得 690 万円以上	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円（据え置き）
一般所得者	56 万円（据え置き）

第3 施行期日

今回の見直しの施行日は、第2の1に係る部分については、平成29年8月1日とし、第2の2に係る部分については、平成30年8月1日とすること。